

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◆ 遺留分ってなあに?

Q: 相続でよく言われる「遺留分」とは何かでしょうか。

A: 「遺留分」とは、法定相続人の相続分の最低保証枠のことをいいます。

相続人の生活保障や相続人の被相続人名義財産に対する潜在的所有権などを考慮して、遺産の一部を留保するという意味で、相続人のため最低保証枠が法律上確保されています。

漫然と保全されているのではなく、遺留分を有する者（遺留分権利者）が、家庭裁判所に対し、侵害をうけた遺留分を取り戻す請求（遺留分の減殺請求）をすることになります。

この請求は被相続人の死亡後1年以内に限られており、相続前には行なえません。

具体的な遺留分は次のとおりです。

法定相続人が

(1) 配偶者だけの場合 …… 1/2

(2) 子供だけの場合 …… 1/2

(3) 配偶者と子供の場合

……遺留分合計 1/2

（各自の遺留分

……配偶者 1/4、子供 1/4）

(4) 配偶者と父母の場合

……遺留分合計 1/2

（各自の遺留分

……配偶者 1/3、父母 1/6）

(5) 父母だけの場合 …… 1/3

なお、子供及び父母が複数の場合には、頭割りされます。また、兄弟姉妹は、遺留分権利者にはなれません。

